

京都市立病院における医療事故等*注1に係る公表基準について

1 目的

京都市立病院（以下「病院」という。）で発生した医療事故等について、市民に情報の提供を行い、病院の透明性の確保を図ることにより、市民に信頼され、安心して医療が受けられる安全管理体制を確立していくため、医療事故等に係る公表基準を定める。

2 障害区分

発生した医療事故等について、結果の重大性により、次のとおり区分する。

	区 分	内 容
インシデント *注2	レベル0	事故が起こる前に気がついた場合
	a	仮に起こっていた場合、影響は小さかったと考えられる。 (軽微な処置・治療が必要又は不要)
	b	仮に起こっていた場合、影響は中等度と考えられる。 (濃厚な処置・治療が必要)
	c	仮に起こっていた場合、影響は大きいと考えられる。 (死亡もしくは重篤な状況)
	レベル1	事故が起こったが、影響がなかった場合
	レベル2 *注4	事故により何らかの影響を与えた可能性があり観察の強化や検査の必要性が生じた場合
アクシデント *注3	レベル3 *注4	事故により、処置・治療を要したが、永続的な障害が残らなかった場合
	レベル4	事故により、永続的な障害が残った場合
	レベル5	事故による死亡

注1 医療事故等

京都市立病院で、医療の全過程において発生するすべての事故一切とする。

注2 インシデント

病院内で、誤った医療行為等が、患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかったものをいう。

注3 アクシデント

病院内で、医療行為等により、患者に処置・治療を要したものをいう。療従事者が被害者である場合や、転倒・転落等病院敷地内で発生したものも含む。

注4 皮膚破綻をきたしていない場合はレベル2、皮膚破綻をきたした場合はレベル3とする。

3 公表基準

発生した医療事故等について，結果の重大性により，次のとおり区分する。

区 分		内 容
インシデント	レベル0	a
		b
		c
	レベル1	行為別に発生した件数を公表
レベル2		
レベル3		
レベル4	(明らかな過誤のある場合に個別事例ごとに公表)	
レベル5	(明らかな過誤のある場合に個別事例ごとに公表：原則報道機関公表)	
アクシデント		

4 公表する方法

- (1) 公表は，原則として病院ホームページ掲載により行う。
- (2) 重大な事例は，病院ホームページへの掲載の他，報道機関に公表する。
- (3) 日本医療機能評価機構の「医療事故情報収集等事業要綱」及び「病院機能評価認定に関する運用要項」に準じて，日本医療機能評価機構に報告書を提出する。

5 公表する内容

- (1) 行為別に発生した件数をホームページに公表する。
- (2) 明らかな過誤のあるレベル4，5については，個別事例ごとにホームページに公表する。また，重大な事例は，患者家族等の同意のある範囲内で報道機関に公表する。
- (3) 患者側の個人情報保護に十分な配慮を講じるとともに，患者側の意思を最大限尊重する。

6 公表する時期

- (1) ホームページへの公表は，原則として年2回（5月及び11月）公表する。
- (2) 報道機関への公表は，原則として可及的速やかに公表する。

7 公表の手続

公表については，院内に設置する医療安全管理委員会で決定する。

8 運用

この基準は，平成23年4月1日から適用する。

平成16年10月1日作成
 平成21年4月1日改定
 平成23年4月1日改定